

**鳥取県告示第434号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

平成24年度鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会に係る資料代の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部生産振興課

係長 堀場 智樹

3 委任期間

平成24年6月11日から平成25年1月11日まで